

令和7年度 富士川町介護保険料

※ 第1段階～第3段階は公費投入による軽減がされています。

段階	対象者	保険料年額
軽減	第1段階 生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の方で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下の人	軽減前 33,300 円
		軽減後 20,870 円
	第2段階 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円を超え 120 万円以下の人	軽減前 50,140 円
		軽減後 35,510 円
第3段階 世帯全員が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人	軽減前 50,500 円	
		軽減後 50,150 円
第4段階 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円以下でかつ世帯に町民税課税者がいる人	65,880 円	
基準	第5段階 本人が町民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80.9 万円を超えかつ世帯に町民税課税者がいる人	73,200 円
割増	第6段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	87,840 円
	第7段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	95,160 円
	第8段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	109,800 円
	第9段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	124,440 円
	第10段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	139,080 円
	第11段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	153,720 円
	第12段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	168,360 円
	第13段階 本人が町民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	175,680 円